

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

私が20歳となった平成3年*月から6年2月まで、母親が国民年金保険料を納付してくれていた。就職によりA県B郡C町（現在は、D市）に転居することとなり、同年3月に同町役場に行って転入届を提出し、その際、国保年金課で住所変更の手続と併せて国民年金保険料を納付したにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録では未納となっている。年金手帳には住所変更の記載もあるので、現在の年金記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、国民年金保険料について、納付を開始した平成3年9月以降、国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料を全て納付している上、共済組合から国民年金への切替手続も適切に行っており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、平成6年3月にE市からC町への住所変更手続を同町役場で行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人が所持する年金手帳に「A県B郡C町」の押印が確認できることから、申立人は、同町において国民年金に係る住所変更手続を行ったものと推認され、申立内容と符合し、当該住所変更手続を行いながら保険料を納付しなかった特段の事情も見当たらず、申立人の納付意識の高さを踏まえれば、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和47年10月1日に、厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については12万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月17日から同年10月1日まで

A社において途中退職することなく、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の記録が欠落しているため、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明、B健康保険組合から提出された被保険者台帳、雇用保険の記録及び元同僚の証言から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和47年10月1日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社では、「社会保険事務所への届出書類は、本社において作成し、本社で作成している社会保険台帳と照合の上、各支店に送付し、各支店が社会保険事務所に提出していた。」と回答しており、同社から提出された社会保険台帳によると、申立人は、昭和47年3月16日付けで、本社からC支店に異動後、同日付けで同支店から本社に戻し、同年10月1日付けで、再度、本社から同支店に異動した旨の記載が確認できる上、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人は、同年3月16日に被保険者資格を喪失し、その後、喪失取消しの処理が行われていることが確認できる上、社会保険台帳において、申立人の同年10月

1日付け同支店への異動が記載されているページにおいて、申立人と同様、同日付け同支店への異動が記載されている別の従業員は、上記の被保険者原票によると、同社本社に係る資格喪失日が同日となっていることが確認できる。

さらに、社会保険台帳において、申立人の昭和47年10月1日付けC支店への異動が記載されているページの申立人の欄には、別の被保険者の整理番号が記載されているところ、オンライン記録、健康保険組合の記録及び社会保険台帳によると、当該整理番号に係る被保険者は申立期間中の同年*月に死亡喪失していることが確認できる一方、被保険者原票によると、当該整理番号に係る被保険者の資格喪失日は同年10月1日となっていることが確認できることから、事業所は、申立人が同日付けで本社に係る被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に提出した際に社会保険台帳の申立人の欄に記載されている別の被保険者の整理番号により届け出し、社会保険事務所は、届け出された当該整理番号により喪失届を処理した可能性がうかがえるものの、社会保険台帳及び被保険者原票に記載されている申立人の氏名及び生年月日等は一致していることを踏まえると、社会保険事務所では、当該喪失届を処理する際に申立人の整理番号を確認の上、訂正処理を行うことが可能であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当時の社会保険事務所における申立人の資格喪失の事務処理は適切であったとは認められず、事業主は、昭和47年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和47年2月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年5月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月30日から46年5月23日まで
私は、昭和45年9月頃にA社B支店から同社C支店に転勤となり、47年1月まで勤務していたが、国の年金記録では、45年11月30日から46年5月23日までの厚生年金保険の加入記録が欠落しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は、「昭和45年9月頃にA社B支店から同社C支店に転勤した。」と主張しているが、企業年金連合会から提出された申立人の厚生年金基金の記録によると、申立人は、46年5月23日に同社B支店において同基金の加入員資格を喪失し、同日に同社C支店において同資格を再取得していることが確認できることから、申立人の同社B支店における厚生年金保険の資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金基金加入員台帳の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成5年3月から同年9月までは47万円、同年10月から6年9月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成7年1月から8年9月までは36万円、同年10月は34万円、同年11月から9年8月までは36万円、同年9月から11年10月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間③について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年8月から19年2月までは36万円、同年3月は38万円、同年4月から21年6月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月1日から6年10月1日まで
② 平成7年1月1日から11年11月21日まで
③ 平成13年8月21日から21年7月1日まで

私は、昭和62年6月頃から平成11年11月20日までA社に勤務し、昭和63年1月から厚生年金保険に加入しているが、申立期間①及び②の標準報酬月額が引き下げられている。また、同社を退職後、B社に勤務し、平成13年8月21日から厚生年金保険に加入しているが、申立期間③の標準報酬

月額が引き下げられているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によると、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額は、平成5年3月から同年9月までは47万円、同年10月から6年2月までは41万円と記録されていたところ、同年3月2日付けで、5年3月まで遡って36万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、上記の引下げ処理が行われた平成6年3月2日時点で、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者記録を有する27人のうち21人（健康保険のみの者を含む。）の標準報酬月額は、当該処理日に、5年8月19日付けで処理された同年10月の標準報酬月額の定時決定を越えて、申立人を含む19人が同年3月、二人が4年11月まで遡って引き下げられていることが確認できる上、当該21人のうち申立人を含む16人は、同年10月の定時決定時の標準報酬月額が、減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①のうち、平成5年6月から6年6月までの給与明細書を保管しているところ、当該給与明細書によると、残業手当や交通費等を除く毎月の支給額に変動が無い項目（基本給、役付手当、職能手当等）のみで、5年6月は35万5,500円（同月の支給総額は、38万7,023円）、同年7月以降は41万500円支給されていることが確認でき、同年10月の定時決定時の標準報酬月額の訂正には不自然さがうかがえる上、申立人と同様、同年3月まで遡って標準報酬月額が引き下げられている元従業員のうちの一人が保管する給与明細書によると、当該引下げ（同年3月の月額変更）において算定の基礎となる4年12月から5年2月までの平均月収に相当する標準報酬月額は、当該引下げ後の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年3月2日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年3月から同年9月までは47万円、同年10月から6年9月までは41万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②について、申立人が保管する給与明細書及びC年金事務所が保管する賃金台帳等から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等において確認又は推認できる給与支給額又は保険料控除額から、平成7年1月から8年9月までは36万円、同年10月は34万円、同年11月から9年8月までは36万円、同年9月から11年10月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社の事務担当者は、「実際の報酬額よりも低い報酬月額を届け出ており、届け出た報酬月額に相当する保険料しか納付していない。」旨回答している上、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、申立人が保管する給与明細書及びC年金事務所が保管する申立人に係る賃金台帳等から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等において確認又は推認できる給与支給額又は保険料控除額から、平成13年8月から19年2月までは36万円、同年3月は38万円、同年4月から21年6月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、B社の事務担当者は、「実際の報酬額よりも低い報酬月額を届け出ており、届け出た報酬月額に相当する保険料しか納付していない。」旨回答している上、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和35年1月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月27日から同年2月1日まで

国の年金記録では、私の夫がA社で勤務していた期間のうち、昭和35年1月27日から同年2月1日までの厚生年金保険の加入記録が欠落している
ので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて
行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における辞令及びB社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和35年1月27日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年2月の社会保険出張所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を平成12年10月31日、資格喪失日に係る記録を同年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月31日から同年11月1日まで

私は、平成3年4月から15年3月までA社に勤務した。しかし、年金記録を見ると、同社で勤務した期間は、勤務したことがないB社及びC社において加入し、12年10月31日から同年11月1日までの期間が未加入となっているが、私は、途中で退職することなく、15年3月までA社で継続して勤務していたので、調査の上、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書、並びにA社の事業主及び元同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、申立期間後の平成16年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は同社が適用事業所になる前の期間であるものの、商業登記簿謄本によると、同社は、昭和63年4月*日に設立されており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、

社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成2年3月まで

私は、昭和61年4月から働き始め、両親に国民年金への加入を勧められたので、A市役所で手続を行ったが、2年間ほど国民年金保険料の未納期間が生じた。しかし、母に「未納期間の保険料は納付できる。」と教えられ、申立期間のうち、その未納と記録されていた期間の保険料を、私が市の窓口で一括納付し、金額は17万円程度であったと記憶している。加入後の保険料は、私名義の金融機関の口座から振り替えていたのに、結婚前の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち、国民年金保険料が未納であった2年間については保険料を一括納付し、以後の期間については口座振替により納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により平成2年11月頃にB県C市で払い出されていることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合せず、当該加入手続時点では、申立期間のうち一部は既に時効により保険料を納付することができない期間である上、昭和63年10月から平成2年3月までは過年度納付が可能であるものの、オンライン記録において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間直後の平成2年4月から3年1月までの国民年金保険料(8万4,000円)を同年1月8日に納付していることがC市の収滞納一覧表により確認できる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、

申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から61年3月まで

私が20歳になったとき、母が国民年金の加入手続きを行い、納付書が届いたので納付を開始した。申立期間について母が、「今から納めてくる。」と言っていたのを度々聞いたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったとき、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月にA市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認されることから、申立内容とは符合しない上、当該加入手続き時点では、申立期間のうち一部は既に時効により保険料を納付することができず、59年4月以降は過年度納付が可能であるものの、申立人に係る同市の国民年金過年度収滞納一覧表において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらず、オンライン記録とも一致する。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3014 (事案 1490、2438 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 61 年 10 月までの期間、62 年 2 月から同年 5 月までの期間、平成 2 年 4 月から同年 10 月までの期間及び 7 年 12 月から 11 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月から 61 年 10 月まで
② 昭和 62 年 2 月から同年 5 月まで
③ 平成 2 年 4 月から同年 10 月まで
④ 平成 7 年 12 月から 11 年 2 月まで

私は、市役所で国民年金の免除申請を行った記録として、私個人の手帳の当該日付欄に「市役所」と記載しているのに、申立期間が申請免除と記録されず未加入又は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

前々回及び前回の申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 10 月に払い出されており、昭和 54 年 2 月から平成 3 年 3 月 1 日までの期間における申立人の国民年金被保険者資格の取得・喪失の記録が、同年 10 月 14 日に追加入力されたことから、この時点で、申立期間①、②及び③は、国民年金の未加入期間と考えられ、制度上、国民年金保険料の免除ができない期間となること、ii) 申立期間④については、オンライン記録では未加入期間とされており、A 市においても当該期間に係る申立人の国民年金収滞納一覧表は確認できないこと、iii) 申立人が所持する個人の手帳には、「市役所」との記載等は確認できるものの、当該記載内容をもって、国民年金保険料の免除手続が行われたものとまでは判断できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 3 月 15 日付け及び 23 年 6 月 27 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金保険料の免除申請を行った日を、手帳に「市役所」と記載していたとして、再々申立てしている。

しかしながら、今回の申立内容については、既に前回及び前々回に審議されており、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から55年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和55年頃、母親が当時自宅に来ていた国民年金保険料の集金人に依頼し、申立期間の保険料についても、集金人に現金で一括納付したはずである。このことは、私の姉も記憶しており、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年頃に申立人の母親が、当時自宅に来ていた集金人により国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料として20歳の時点まで遡って、集金人に現金で一括納付してくれ、申立人の姉もその旨を証言していると主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年5月に払い出されていることが確認でき、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認されることから、当該月は、第3回特例納付の実施されていた時期であることから、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付することが可能であったが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間の保険料を特例納付及び過年度納付した形跡は見当たらない。

また、A市では、特例納付及び過年度納付による国民年金保険料は、国庫金であることから収納していないとしており、集金人に申立期間の保険料を納付したとする申立内容とは符合しない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国

民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の姉二人から聴取しても具体的な納付状況及び納付金額等の供述を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

私は、大学3回生の時、免除申請が認められ、継続するには毎年申請する必要があるとA市役所Bサービスセンターで説明を受けていたため、4回生の時にも免除申請したにもかかわらず、申立期間が免除ではなく未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の免除を継続するには、毎年申請する必要があると説明を受けていたため、申立期間についても免除申請したにもかかわらず、保険料の未納期間となっていることに納得できないと主張している。

しかしながら、国民年金保険料の免除申請は、毎年行うこととされ、国民年金保険料免除申請書については、申請のあった市町村から社会保険事務所(当時)に進達され、その記録は、A市においては国民年金マスターチェックリストに、社会保険事務所においてはオンライン記録に記録されることとなり、申立期間前の平成10年3月から11年3月までの免除申請については、それぞれの記録において承認されたことが確認できるものの、申立期間に係る免除申請の記録は見当たらない。

また、申立人は、A市の国民年金マスターチェックリストにおいて、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されていることから、申立人は保険料の納付が必要であり、免除申請が承認された国民年金被保険者として管理されていなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料(免除承認通知書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 8 月まで

私が昭和 58 年 4 月から勤務していた事業所は、厚生年金保険に加入していなかったため、雇用主から各自で国民年金に加入するように勧められたので、私が A 県 B 市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付していたと思う。また、年金手帳に「初めて被保険者となった日 昭和 58 年 4 月 1 日」と記載されているのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月に申立人が B 市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 1 月に C 市において払い出されており、前後の被保険者に係る記録から、昭和 63 年 12 月頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名について複数の読み名による検索を行うも、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳に、「初めて被保険者となった日 昭和 58 年 4 月 1 日」と記載さ

れていることを挙げているが、「初めて被保険者となった日」は、制度上、その日が国民年金の被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、以降の保険料納付の事実を示すものではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から62年3月まで

私は、昭和53年*月に20歳になったが、当時は両親と同居し、大学生生活を送っていた。両親は自営であったため、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたので、私の保険料も一緒に納付してくれていたはずであり、申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和53年*月に、申立人の両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年1月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、当該加入手続時点では、申立期間のうち一部は既に時効により保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金加入手続時点からみて、申立期間のうち、昭和60年10月以降の国民年金保険料は過年度納付が可能であったが、オンライン記録によると、62年12月24日に申立期間直後の同年4月から63年1月までの保険料を一括して現年度納付(7万4,000円)していることが確認できるものの、申立期間の保険料を過年度納付した記録は見当たらず、申立人からも遡って納付したとの主張は無い。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料

を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から平成元年3月までの期間、4年10月から5年7月までの期間及び同年10月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から平成元年3月まで
② 平成4年10月から5年7月まで
③ 平成5年10月から7年3月まで

私は、申立期間①から③までの国民年金保険料を、A市役所の元職員（B係）に納付したが、元職員が集金した保険料を着服したため、当該期間の納付記録が無くなり国民年金がもらえなくなった。現在の年金記録に納得できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所の元職員がB係に勤務していた頃に、当該元職員に、申立期間①から③までの国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、A市の国民年金被保険者名簿において、当該期間の国民年金保険料を現年度納付した記録は見当たらず、これは当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の記録と一致する上、当該元職員が、A市役所C部D課B係で勤務を開始した平成2年4月時点では、申立期間①の大半は、既に時効により保険料を納付することができず、同市ではB係は国民年金保険料を収納していなかったとしている。

また、申立期間②及び③について、申立人は、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったものの、A市の国民年金被保険者名簿において、当該期間の保険料を納付した記録は見当たらず、オンライン記録と一致する上、同市役所から提出のあった判決文の犯罪事実一覧表によると、平成6年*月*日頃から7年*月*日までにおいて、同所の元職員による横領事件が発生し、当該元職員により、申立人に係る市・県民税が横領された記載は見ら

れるが、当該判決文には、国民年金保険料に関する記載は確認できない。

さらに、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から③までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 26 日から 33 年 12 月頃まで

私は、A社（現在は、B社）で、昭和 31 年 4 月から 33 年 12 月頃までの期間、継続して勤務していた。私の紹介で同社に就職した元同僚の厚生年金保険の被保険者記録が 10 か月あるにもかかわらず、私の被保険者記録が 1 か月であり申立期間の同記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社には、昭和 31 年 4 月から 33 年 12 月頃までの期間、継続して勤務し、厚生年金保険には 32 年 3 月 1 日から加入していた。」と主張している。

しかしながら、B社から提出のあった申立人に係る昭和 30 年分から 32 年分の「給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」（勤務期間、給与支給額、社会保険料控除額等が確認できる資料）を見ると、申立人のA社における勤務期間は 30 年 9 月から 32 年 4 月までであり、申立人に係る厚生年金保険料の控除は、同社が同年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になった同年 3 月（4 月給与により控除）のみであることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 32 年 3 月 1 日から 33 年 12 月までに厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員 40 人のうち、所在が判明した 16 人に照会したところ、12 人から回答があり、そのうち、申立人の被保険者記録が確認できる期間に被保険者資格を取得している 8 人はいずれも、「申立人を知っているが、勤務期間等は分からない。」としている上、申立期間に被保険者資格を取得している 4 人はいずれも、「申立人を知らない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態等について供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関係資料及び周辺事情は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 9 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）で勤務した期間のうち、昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 9 月 1 日までの標準報酬月額が前年よりも低くなっているが、当時は、毎年、昇給していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「技術職として勤務していた申立期間の標準報酬月額が、その前年と比べて低くなっているのはおかしい。」と主張している。

しかし、申立人は、当時の給与明細書を所持していない上、B 社は、「申立期間当時の関係資料は保存していない。」と回答していることから、申立期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人と同じ技術職であったとする二人は、申立期間における標準報酬月額が前年よりも低くなっていることが確認できるところ、B 社の関係者は、「申立期間である昭和 54 年頃は当社の経営状態が悪かったため、技術職の給料も下がったと思う。」と証言している。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録を有し、連絡先が判明した 43 人に文書照会を行ったところ、回答があった 24 人のうちの 15 人（上記二人のうち一人を含む。）が、「標準報酬月額の記録は、実際に支給された給与額と一致している。」と回答している（残り 9 人は不明と回答）。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4636 (事案 4067 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 29 日から 35 年 10 月 21 日まで
前回の申立てが認められなかったことに納得できない。新たに 5 人が申立期間の在籍を証明しているので再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 当時の元同僚から、勤務期間について具体的な証言を得ることができず、申立人の勤務期間を特定できないこと、ii) 商業登記簿謄本によると、A社は既に清算終了している上、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができないこと、iii) A社の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間前後の健康保険の整理番号は異なっている上、申立人が昭和 34 年 5 月 29 日に同社に係る被保険者資格を喪失した際に、健康保険証を返納した記載が確認できること等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 23 年 8 月 29 日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「新たに 5 人が私の申立期間の在籍を証明している。」として、当該 5 人が申立人の A 社における在籍を証明した旨の書面を提出している。

しかしながら、オンライン記録によると、上記 5 人のうち一人は、申立期間前において既に A 社を退職していることが確認でき、申立期間の全部又は一部において同社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する二人については、当初の申立てにおいて照会し、既に回答が得られているところ、改めて、当時の状況を聴取したものの、勤務期間について新たに具体的な証言を得ることはできない。

また、残りの二人は、A 社には勤務しておらず、「同郷の立場で申立人が申立期間において、帰郷していなかったことを証明した。」旨を証言しており、

申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について具体的な証言や証拠は得られない。

これらのことから、今回提出された新たな資料（書面）は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 1 日から 38 年 10 月 1 日まで
② 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 3 月 21 日まで
③ 平成 6 年 12 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで

私は、昭和34年4月16日から43年3月20日までの期間についてはA社、同年4月1日から平成8年8月31日までの期間についてはB社にそれぞれ勤務していた。

日本年金機構から送付されたA社における標準報酬月額を見ると、昭和36年10月から38年9月までの2年間は定期昇給やベースアップがあったにもかかわらず、2万2,000円のまま据え置かれており、42年10月から43年2月までは、当該期間前の4万2,000円から3万9,000円に減額となっている。また、B社における標準報酬月額は、平成6年12月から7年9月までは、当該期間前の59万円から44万円に大幅に減額となっているが、いずれも給与支給額を減額等された記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「給与について、申立期間①については2年間据え置かれ、申立期間②については減額されているが、給与が毎年昇給していた時期であったことから考えられない。」と主張している。

しかしながら、A社から提出のあった申立人に係る「社内歴」により確認できる昭和34年4月から42年4月までの給与額と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）における申立人に係る当該期間の標準報酬月額を比較すると、いずれの月も被保険者名簿の標準報酬月額が上回っていることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時における賃金台帳、厚生年金保険の関係書

類等を保管していないので、申立人に係る標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないが、一般職であった申立人の標準報酬月額の記録については、時間外手当等の増減により、標準報酬月額の据え置き、減額はあることであり、不自然だとは思わないし、申立人に係る標準報酬月額の社会保険事務所（当時）への届出が間違っていたとは思えない。」と回答している。

さらに、A社において申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している元同僚4人に照会したところ、回答があった3人とも、「給与明細書を所持していないので申立期間当時の給与の内訳は分からない。残業手当等の金額も覚えていない。」と供述しており、申立期間当時の同社における給与支給額の内訳等について供述を得ることができない。

加えて、A社から提出のあった申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を見ると、資格喪失時（昭和43年3月21日）の標準報酬月額（3万9,000円）は、申立人に係る被保険者名簿及びオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

- 2 申立期間③について、申立人は、申立期間の標準報酬月額相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、B社から提出のあった申立人に係る「平成6年1月から8年8月までの給与データ」によると、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料控除額及び給与支給額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額はいずれも同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 このほか、申立期間①、②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月9日から3年11月15日まで

私は平成元年5月にA社に入社し、同社の関連会社のB社から派遣先のC社で勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者期間に空白が生じているので、調査の上、年金記録を訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された現地派遣名簿及び経歴書、A社から提出された従業員名簿及び同社の回答、並びに複数の元同僚の証言等から判断すると、申立人が申立期間において、A社又は同社の関連会社のB社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の現在の事業主は、「当時の資料も無く、当時の事業主である父親は病気のため確認できず、厚生年金保険事務を担当していた母親も既に死亡したため、申立期間当時の厚生年金保険の届出や保険料控除等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員は、「A社とB社は、事務所も同じで事業主の妻が社会保険事務担当者だったが、申立期間当時、社会保険に未加入だった者がいた。」「A社及びB社では、厚生年金保険に加入していない者がいた。」旨証言している上、申立人が名前を挙げた元同僚のうちの一人も「入社からB社において厚生年金保険に加入するまで、2年半くらい未加入期間があるが、理由は分からない。」と証言していることから、申立期間当時、A社及びB社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、上記の元同僚から聴取しても、未加入期間における保険料控除に関する証言や資料は得られない上、平成5年2月にB社において資格を取得している元従業員は「私は4年9月に入社したが、数か月後に、社会保険に加入をお願いし、やっと社会保険に入れてもらったため、5か月くらいの未加入期間がある。加入するまでの間、保険料は多分控除されていなかったと思う。」と証言している。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、平成3年11月15日にA社において資格を取得していることが確認でき、B社における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致する上、申立期間に係る雇用保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。